

人材認定等事業についての事業登録制度に関する法令・省令対照表

<p>環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号）（抜粋）</p>	<p>人材認定等事業に係る登録に関する省令（主務省令） （平成16年文部科学、農林水産、経済産業、国土交通、環境省令第1号） 最終改正：平成二十三年十月二十一日文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号</p>
<p>（人材認定等事業の登録） 第11条 環境の保全に関する知識及び環境の保全に関する指導を行う能力を有する者を育成し、又は認定する事業（以下「人材認定等事業」という。）であって主務省令で定めるものを行う企業、大学の設置者その他の事業者、<u>国民及びこれらの者の組織する民間の団体</u>（第七項及び第十七条において「民間の団体等」という。）は、当該人材認定等事業について、主務大臣の登録を受けることができる。</p>	<p>（人材認定等事業） 第1条 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（以下「法」という。）第11条第1項の主務省令で定める人材認定等事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。 一 人材認定等事業のうち育成に係る事業（以下「育成事業」という。）にあつては講習又は研修（以下「講習等」という。）を、人材認定等事業のうち認定に係る事業（以下「認定事業」という。）にあつては書面審査、口述審査又は実地審査（以下「審査」という。）を行うものであること。 二 営利を目的とするものでないこと。</p>
<p>2 前項の登録（以下この条及び第13条から第15条までにおいて単に「登録」という。）の申請をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名 二 人材認定等事業の内容 三 その他主務省令で定める事項</p>	<p>（登録の申請） 第2条 法第11条第1項の登録の申請をしようとする者は、様式第1による申請書に次に掲げる書類を添えて、主務大臣に提出しなければならない。 一 申請者が個人である場合は、その住民票の写し（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し） 二 申請者が法人その他の団体である場合は、その定款若しくは寄附行為及び登記簿事項証明書又はこれらに準ずるもの 三 申請者が法第11条第3項各号の規定に該当しないことを説明した書面 四 直近の3事業年度の各事業年度における登録の申請に係る人材認定等事業の実績を記載した書類 五 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書 六 次に掲げる事項を記載した書類 イ 登録の申請に係る人材認定等事業に係る手数料に関する事項 ロ 育成事業については、講習等の講師の氏名、職業及び略歴並びに講習等の受講定員に関する事項</p>
	<p>（申請書の記載事項） 第3条 法第11条第2項第三号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一 人材認定等事業の名称 二 人材認定等事業の行われる場所</p>

<p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、登録の申請をすることができない。</p> <p>一 第26条に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>二 第14条第1項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者</p> <p>三 法人その他の団体であって、その役員（法人でない団体にあつては、その代表者）のうちに前2号のいずれかに該当する者があるもの</p>	<p>三 人材認定等事業の対象となる者の範囲</p>
<p>4 主務大臣は、登録の申請に係る人材認定等事業が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、その登録をしなければならない。</p> <p>一 基本方針に照らして適切なものであること。</p> <p>二 環境の保全に関する知識及び環境の保全に関する指導を行う能力を有する者の育成又は認定を適正かつ確実に行うに足りるものとして<u>主務省令で定める基準</u>に適合するものであること。</p>	<p>(登録基準)</p> <p>第4条 法第11条第4項第二号の主務省令で定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 登録の申請に係る人材認定等事業に係る手数料の額が当該人材認定等事業の適正な実施に要する費用の額を超えないこと。</p> <p>二 登録の申請に係る人材認定等事業の内容に応じ、講習等又は審査を受けようとする者の安全の確保を図るための措置が講ぜられていること。</p> <p>三 登録の申請に係る育成事業については、次に掲げる要件を満たすものであること。</p> <p>イ 申請者が個人である場合は、当該申請者が当該育成事業において3年以上講習等の業務に従事した経験を有していること。</p> <p>ロ 申請者が法人その他の団体である場合は、その構成員に当該育成事業において3年以上講習等の業務に従事した経験を有する者が1人以上含まれていること。</p> <p>ハ 当該育成事業に係る講習等が、当該育成事業において3年以上講習等の業務に従事した経験を有する者若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者により行われ、又はこれらの者の指導の下に適切に行われるものであること。</p> <p>ニ 当該育成事業に係る講習等は、当該育成事業の内容に応じ、次に掲げる事項を含むものであること。</p> <p>(1) 環境の保全に関する指導に必要な知識又は技能に関する事項</p> <p>(2) 環境の保全に関する指導の安全な実施に必要な知識又は技能に関する事項</p> <p>ホ 直近の3事業年度の各事業年度において当該育成事業に係る講習等を受けた者が5人以上であること。</p> <p>四 登録の申請に係る認定事業については、次に掲げる要件を満たすものであること。</p> <p>イ 当該認定事業に係る審査の方法及び基準が明確であること。</p> <p>ロ 当該認定事業に係る審査の基準は、当該認定事業の内容に応じ、次に掲げる基準を含むものであること。</p>

	<p>(1) 環境の保全に関する指導に必要な知識又は技能の水準に関する基準</p> <p>(2) 環境の保全に関する指導の安全な実施に必要な知識又は技能の水準に関する基準</p> <p>ハ 直近の3事業年度の各事業年度において当該認定事業に係る審査を行っていること。</p>
5 主務大臣は、登録をした場合においては、遅滞なく、その旨を申請者に通知するとともに、その旨を公示しなければならない。	
6 主務大臣は、登録の申請に係る人材認定等事業が第四項各号に掲げる要件に適合しないと認める場合においては、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。	
7 登録を受けた人材認定等事業（以下「登録人材認定等事業」という。）を行う民間の団体等（以下「登録民間団体等」という。）は、第2項各号に掲げる事項を変更したとき又は登録人材認定等事業を廃止したときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。	<p>(変更等の届出)</p> <p>第5条 法第11条第7項の規定による届出は、同条第2項各号に掲げる事項の変更に係る場合にあつては様式第2、登録人材認定等事業の廃止に係る場合にあつては様式第3による届出書によつてしなければならない。</p>
8 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。	
<p>(報告、助言等)</p> <p>第12条 主務大臣は、登録民間団体等に対し、その実施する登録人材認定等事業に関し、登録人材認定等事業の適正な実施を確保するために必要な限度において報告若しくは資料の提出を求め、又はその実施する登録人材認定等事業の適正な運営を図るため必要な助言をすることができる。</p>	
<p>(表示の制限)</p> <p>第13条 人材認定等事業を行う者は、当該人材認定等事業について、登録を受けていないのに、登録を受けた人材認定等事業を行う者であると明らかに誤認されるおそれのある表示をしてはならない。</p>	
<p>(登録の取消し)</p> <p>第14条 主務大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、登録を取り消すことができる。</p> <p>一 登録人材認定等事業が、第11条第4項各号に掲げる要件に適合しなくなったとき。</p> <p>二 登録民間団体等が、第11条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>三 登録民間団体等が、第12条の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。</p>	

<p>四 登録民間団体等が、偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。</p>	
<p>2 主務大臣は、前項の規定により登録を取り消したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該登録の取消しを受けた者に通知するとともに、その旨を公示しなければならない。</p>	
<p>(主務省令への委任) 第15条 第11条から前条までに定めるもののほか、登録に関し必要な事項は、主務省令で定める。</p>	
<p>(都道府県又は市町村が行う人材の育成又は認定のための取組に対する情報提供等) 第16条 主務大臣は、都道府県又は市町村が環境の保全に関する人材の育成又は認定のための取組を行う場合において必要があると認めるときは、情報の提供、助言、指導その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	
<p>(人材の育成又は認定のための取組に関する情報の収集、提供等) 第17条 主務大臣は、民間の団体等が行う環境の保全に関する自在の育成又は認定のための取組に関する情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供を行うものとする。</p>	
<p>(人材の育成のための手引その他の資料等の質の向上) 第18条 主務大臣は、環境の保全に関する人材の育成のための手引その他の資料等の作成、提供等を行う国民、民間団体等の求めに応じ、必要な助言を行うよう努めるものとする。</p>	
<p>2 主務大臣は、前項の手引その他の資料等の質の向上を図るため、これらに関連する情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供を行うものとする。</p>	
<p>(主務大臣等) 第25条 この法律における主務大臣は、環境大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣とする。 2 この法律における主務省令は、環境大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣の発する命令とする。</p>	
<p>(罰則) 第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 一 偽りその他不正の手段により第11条第1項の登録を受けた者 二 第12条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者</p>	

<p>第27条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。</p>	
<p>第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。 一 第11条第7項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 二 第13条の規定に違反した者</p>	
<p>附 則 (施行期日) 1 この法律は、平成15年10月1日から施行する。ただし、第11条から第16条まで及び第26条から第28条までの規定は、平成16年10月1日から施行する。 (検討) 2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 附 則 (平成二三年六月一五日法律第六七号) 抄 (施行期日) 第1条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、第十条の次に一条を加える改正規定、第十一条の改正規定(同条第一項中「国民、民間団体等」を「企業、大学の設置者その他の事業者、国民及びこれらの者の組織する民間の団体(第七項及び第十七条において「民間の団体等」という。)」に改める部分及び同条第七項中「国民、民間団体等」を「民間の団体等」に改める部分を除く。)、第二十条の改正規定、第二十条の次に九条及び節名を加える改正規定(節名を加える部分を除く。)、第二十一条の次に五条を加える改正規定(第二十一条の二及び第二十一条の三を加える部分を除く。)、第二十五条の改正規定及び第二十八条の改正規定並びに附則第三条の規定は、平成二十四年十月一日から施行する。 (検討) 第2条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(以下「新法」という。)の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 2 学校教育における環境教育については、新法の目的を踏まえ、この法律の施行後における学校教育における環境教育の実施状況等を勘案し、教育職員を志望する者の育成の在り方を含め、環境教育の充実のための措置について検討が加えられ、その結果に基づき、必要な措置が講ぜられるものとする。</p>	<p>附 則 この省令は、平成16年10月1日から施行する。 附 則 (平成17年3月4日 文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第1号) この省令は、不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日(平成17年3月7日)から施行する。</p>